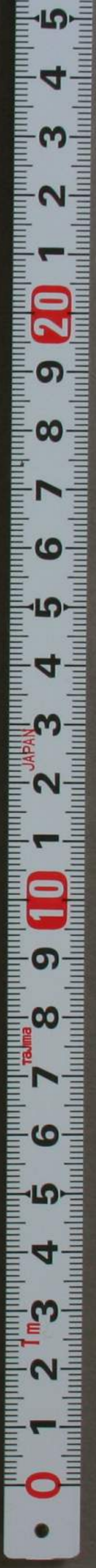


テレグラフ取扱ノ規定横文字和訳

洋学文庫
文庫 8
C 85
2

宇氏





和名を以て所に於て其定の文字則九

百

第一

カア

カアエ

カバ

クセ

クセテ

クセ

ケラ

ケラゲ

ケハ

クイ

クイ

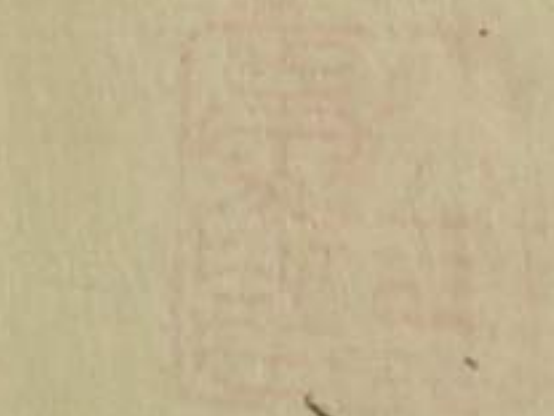
クカ



Cエー... mエー... .nエー...
 Cオー... ceオエー... pa...
 キウ... ンエ... スエ...
 ケター... ceエ... ecエ...
 のエ... ヌエ... スエ...
 ケエ... ケセ... che...

第二 数字

1... 2...



3... 4...
 5... 6...
 7... 8...
 9... 0...

第三 語意の旨徴

文章全... 文章終...
 句を切... 意積...
 ... 解説...

|| 一言の半切多
其傍を平に示す符

┌ 文字の省に記して
言略を示す符

--- 言尾の略
を示す符

一 一点の團を二類ありて九に道も定む

第一 一線ハ三点の融面を有る

第二 一字の符徴の空るハ一点の融面を有る

第三 二字の符を有ハ三点の融面を有る

第四 二言の符を有ハ四点の融面を有る

エレクトロマク子タイセテレカローフ エレクトロ磁氣を以磁石を本生してふを合図 の所

置の規定法

和蘭國を兼リユクセハビルク 地 のゴロートヘルト

グ 爵 オラニエーナスサウ 氏 の太子第三世ウ井

ル 王 名

見を免す 諸人尤も道あるは

一 國中なきは場所々にエレクトロマク子タイセテレカ

ラーフを以て其の事を通達し外國にも是を以て
よおする事可然猶此を法度と定むべきを勅
考せしむ

一 右の通達中に評論をせしむるに於て

の旨を以て可然と定むるは尤も之也

第一官府に於てはカララフをハルケ^地名に於てハルケ

重立街市若其外諸港にエレクトロマグネティセテ

ハカラーフを所置せしむる事

合衆の銅線を列車に用ふるに於ては

ル國の銅線に用ふるに於ては

第二エレクトロマグネティセテハカラーフを以て

其の別を設きて國の銅線に用ふるに於ては

其の別を設きて國の銅線に用ふるに於ては

我朝に於ては其の別を設きて國の銅線に用ふるに於ては

其の別を設きて國の銅線に用ふるに於ては

ハ事柄告知の料我朝に於ては

乃事の告知と於て第七條の書に於て
守事

は合戦の時當てハ政府より
三月五日(命)傳ふべし

に私の要用の為合戦を中止するも政府
に命あり付ハ(命)お止事

伊合戦の時ハ鐵路停泊し不若是其用
を命する故あり

第三テレグラフ可立ニ為他路に地堀穿又ハ測量
ノ事者ハ其ノ旨ニ依テ得所ハ分二十四日
前ノ書封を以テ合戦ハ其地ニ至ル所
守事

第四テレグラフ子テレグラフ可立ニ為只銅線
を地上に地中ニ引渡シ或ハ柱木を設ケ
其ノ其所ノ地盤地面を濼後ハ不及者
法用ニ依テ守事

テレグラフハ假令私ニ而陳ス者モハ仕得ル
候モテレグラフノ役人ニ關係ナシ

第五前ニテ條ノ規定ニ由リ奉命年ノ少クモ

損失おきテカントニシテトル名役分りモ各

損失ハ政府ニお償りスル尤政府ニ其

費用ニお助費起スルモハ其

第六エントロトマク子ライセテレグラフノ方便スル事

告知セシ候モ 諸人赦免者ニシテ

尤お取扱チ掛ル役人ニシテ

第七全國ニシテ噸九ノ事

一 第一、官府ノ告知

乃次、私ニ告知

ハ主役、鉄車路用ノ告知

大急用ノ事ハ、橋ヲハの橋ナリ

先ニモスル事

危急ノ候、鉄車路用ノ告知

ハ官府の告知ノ事ヲ記スル

第八送方請方の場面に於て新告知若
公の趣意を冒き又國中の大事に拘る
事多し時々結合し役人是を拒可事
若拒方一件を可事と地務方の既後
若拒事其役人と本人との是れは若拒後
お紀若拒樹名ハミニストルファンピンランツサケ
ン官の任あり

第九テガラフ新告知を結する事其指矢
償はぬ用持給ふ事

第十テガラフ掛者告知の用を妨者或は其
容事ヲ流布持り者ハ法度書百廿七
ヶ条第百三十七八ヶ条に記載せし刑に
當り事

法度書四百六十三ヶ条之趣を當り
旋り給て戒む(ハ)其科ノ事

ミニステリールテバルテメント の官府 ミニストル の官府 ワトリテイト の官府 ロル

子一會 及のそ外 役人 り 所 お せ 経 可 た 也

アムストルダム 和蘭の都 於 於 曆數千八百五十二年

第三月七 十の初五年 子二月ナキ

ウ井ルレム 初五年 王の名

ミニストルファンシラヤケ の官

トルベッキ の

曆數千八百五十二年第二月ナキ 十の初五年 二月ナキ 出版



スタットラト の官 兼 テイ ク テ ル
ファンヘトカビチット の官 デ ス コ リ シ グ ス
ファンラッパルト の

法度書抜粹

第百七 飛脚 所 お 取 立 書 状 送 方 を 支 に 又 に 同 封 封 し け り

従令政者 役 人 又 は 飛 脚 所 を 支 に 又 に 同 封 封 し け り

子科 と り て 十 七 フ ラ ン ク 名 錢 以 上 三 百 フ ラ ン ク 名 可

中事 於 當 人 に て 十 七 フ ラ ン ク 名 錢 以 上 三 百 フ ラ ン ク 名 可

役人没収の事

第三章八内外醫官並此類之役人製之未済者受領之件外職
業ノ於ル者中其任職ノ者共若クモ各事可
察付ル外根ノ外没収ノ一月以上六月ノ間入牢
中付ル上ニ料トシテ百フランク以上五百フランク迄
出シテ事

第四章三此法度書ニ於テ入牢ノ後裁判不モル此類ノ害

二十^五フランクトシテ罪科トシテ拘捕ノ事

此ノ入牢者ハ六十フランク以上七十フランク以上ノ減額ノ

事トシテポリシエスタラフ^{國民を}拘捕ノ事別段ノ刑法

中ニ於テ没収ノ事

第五章七諸人ノ為ルミテ没収トシテ公ノ建立ニケテレンキス

テック^{石牌}ノ類ニ像ノ他^{の物}ヲ毀テ損壞ノ事若クモ

一月以上二年ノ間入牢トシテ百フランク^{以上}五百

フランクノ上ニ料トシテ事

古之通和解者其也

宣
九
月

皇
名
本
熊
八
西
慶
也
也



